

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	カミケン工業株式会社	代表者氏名	瀧渦 浩博
主たる営業所の所在地	高知県香美市土佐山田町山田1385-11		
許可番号	高知県知事許可 (般・特)第589号	許可を受けている 建設業の種類	土と石管鋼ほし塗 園水

2 処分に関する事項

処分年月日	平成27年8月24日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条第1項第3号該当)		
処分の内容			
建設業法第28条第1項に基づく指示			
1 今回の事件の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講じること。			
(1) 今回の事件の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。			
(2) 社内及び施工現場における安全管理体制のより一層の整備・強化を図ること。			
(3) 建設工事の安全確保に関する関係法令を遵守すること。			
2 前項各号について講じた措置(同社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書でもって報告すること。			
処分の原因となった事実			
カミケン工業株式会社及び同社現場代理人は、平成26年10月29日、香美市香北町猪野々における平成26年度市道猪野々西線改良工事現場において、高さが2メートル以上の鉄骨組構台上で関係請負人の労働者に安全帯を使用させてその解体作業を行うに当たり、安全帯を安全に取り付けるための作業用の仮設の建設物の配置に関する計画を作成しなければならなかったのにこれをせず、もって特定元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するために必要な措置を講じなかった。			
この事実に対し両名は、平成27年5月7日付けで高知簡易裁判所から労働安全衛生法違反でそれぞれ罰金20万円の略式命令を受け、平成27年5月23日にその刑が確定している。			
その他参考となる事項	-		